

第1回 常滑市宿泊税検討委員会（会議録）

開催日時 令和5年8月21日（月） 14時00分～

開催場所 常滑市役所1階 F会議室

■次第1 あいさつ

（事務局）

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。お時間となりましたので、始めさせていただきます。開会にあたりまして、鈴木委員長よりご挨拶をお願いいたします。

（委員長）

日本福祉大学の鈴木です。よろしくお願ひします。先日は、長崎市に視察に行きまして、暑い中、午前中は長崎市に宿泊税の導入についてヒアリングさせていただきました。午後からはホテル組合の方から忌憚のない意見やホテル組合の立場からの意見をいただきました。非常に有益な時間でありまして、今後の常滑市での導入検討に向けて、非常に参考となる視察だったと感じています。

さて、前回は勉強会ということで、観光の現状、宿泊税の概要、宿泊事業者のアンケート速報などについて報告いただきました。いよいよ第1回の検討委員会ということですので、委員の皆様におかれましては忌憚のない意見をいただき、より良い検討会にしていきたくと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。以上、挨拶とさせていただきます。

（事務局）

ありがとうございました。それでは、これより議事の進行を委員長にお願いしたいと思いますが、本日、E委員の代わりに清水様が出席していただいておりますのでご紹介をさせていただきます。清水様、よろしくお願ひいたします。

（清水委員）

東横 INN 中部国際空港に所属しております、清水と申します。E委員からは概要を聞いてきておりますので、お伝えさせていただきたいと思います。本日はよろしくお願ひいたします。

（事務局）

ありがとうございます。なお、E委員には事前に資料説明を行い、予めご意見をいただいておりますので、資料の説明にあわせて、適宜、ご紹介させていただきます。そ

れでは、鈴木委員長、よろしくお願ひいたします。

■次第2 (1) 宿泊税の課税要件(素案)について

(委員長)

それでは議題に入ります。次第をご参照ください。議題(1)「宿泊税の課税要件(素案)について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

座って説明をさせていただきます。宿泊税を課するにあたり、使途と併せて課税の仕組みも重要な事であり、前回の勉強会では、宿泊税は宿泊者が支払い、ホテルや旅館が市へ納入をするという話をしてきましたが、制度として決めていかなければいけません。今からは、本市の素案をお示しし、その後先進自治体の事例等を説明していきますので、最終的には常滑市としてどうしていくのかという議論、協議をお願いしたいと思います。それでは、資料1の1ページですが、法定外目的税の法的根拠が示してありますが、前回の勉強会で説明させていただいておりますので、本日は割愛させていただきます。

資料2ページの課税要件の素案としまして、事務局案を載せてあります。P4と書いてあるところが上から3つあると思いますが、3つを説明した後に4ページの説明をいたします。まず課税客体は市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為を素案としております。旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所や住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設、いわゆる民泊でございます。続きまして、納税義務者は上記施設への宿泊者でございます。3段目の課税標準は、上記施設への宿泊数です。この課税標準に税率を乗じたものが宿泊税となります。続きまして、他都市の状況を説明いたしますので4ページをご覧ください。こちらの表は、宿泊税を先行導入している9つの自治体を比較したものです。左から導入順になっておりまして、東京都が一番導入が早く、一番最近に導入したのが長崎市となっております。2段目が施行日。3段目が課税客体です。一番右の長崎市をご覧ください。長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為としまして、1つ目が旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所。2つ目が住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)でございます。他都市を見てもこれが王道パターンかと思っております。違うところを申し上げますと、東京都は民泊が入っておりません。何故かと申し上げますと、東京都は平成14年に施行されておりますので住宅宿泊事業法ができていなかったということもあつて、民泊は対象外となっております。大阪府は民泊の法律の公布が平成29年で、宿泊税の施行日も平成29年のため民泊も課税客体に入っております。次に、納税義務者です。東京都をご覧くださいまして、上記施設への宿泊者となっております。続いて、課税標準です。課税標準は税率をかける相手であり

ます。例えば宿泊税を1泊200円としますと、200円×宿泊者数ということになります。東京都を見ていただきますと、上記施設への宿泊数となっております。中央付近に倶知安町という町がありまして、北海道のニセコ町の隣にあるリゾート地です。ホテルや旅館はもちろんありますが、1棟貸しのコテージやバンガローが多くあり、1棟に何人宿泊しているか分からないようなケースもあるため課税標準が1人や1部屋、あるいは1棟となっております。他都市の状況を参考に常滑市ではどうするかという議論をお願いしたいと思います。このページの説明は以上です。

(委員長)

ありがとうございました。ご説明いただきました内容について、ご質問やご意見はございますか。よろしいでしょうか。C委員さん何かありますでしょうか。

(C委員)

特にありません。

(委員長)

勉強会でもこちらは説明していただきましたので、このような状況だとご理解いただければと思います。また、後ほどでもご質問があればその時にしていただければと思います。続いて5ページの説明をお願いします。

(事務局)

資料の2ページに戻りまして、説明いたします。P5と書いてあります特別徴収義務者、徴収方法、申告期限の3つについて説明をいたします。特別徴収義務者と申告期限は一緒に説明させていただきます。特別徴収義務者は、旅館業または住宅宿泊事業を営むもの、宿泊税の徴収について便宜を有するものとなります。徴収方法につきましては、特別徴収。つまり、特別徴収義務者であるホテルや旅館が宿泊者から徴収し、市へ納入することを言います。続きまして、申告期限ですが、毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を市へ申告納入をしていただきます。一定の要件を満たす場合は、3か月毎に申告納付が可能となります。それでは、5ページの他都市の特別徴収義務者についてです。表記の仕方が違うだけで内容はほとんど同じです。一番右の長崎市をご覧ください。旅館業または住宅宿泊事業を営む者。ホテル、旅館、簡易宿所、民泊などが特別徴収義務者となります。また、宿泊税の徴収について便宜を有する者とありまして、全面的に経営を委託している場合が考えられます。次は徴収方法です。すべての都市で特別徴収です。繰り返しになりますが、特別徴収は宿泊事業者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入することを言います。

続いて、申告期限です。毎月末日までに前月の1月分を申告納入するもので全自治体と同じ運用をしております。ただし、一定の要件を満たす場合は3か月毎に申告納付

が可能となっております。自治体により異なりますが、一定の要件とは、例えば、1年で120万円、1月にすると10万円未満の場合は、翌年度から3か月分まとめて納入することができる納期特例の制度があります。事務の効率化でございます。このページの説明は以上です。

(委員長)

ありがとうございました。特別徴収義務者と徴収方法、申告期限についてご質問やご意見はございますでしょうか。H委員いかがでしょうか。

(H委員)

この部分では、特にないです。

(委員長)

では、また後ほどあればお願いします。制度のテクニカルな部分になりますので、後ほど気になる部分がありましたら、ご質問等していただければと思います。続いて6ページお願いします。

(事務局)

2ページにお戻りください。税率の検討についてです。P6の2点を説明します。税率は、1人1泊につき一律200円と免税点を設けないことを常滑市の素案として提案いたします。6ページをご覧ください。導入自治体の税額が一目で分かるように色分けしております。免税点があるところは、東京都の1万円と大阪府の7,000円です。その他の自治体は免税点を設けておりません。そして、税額につきまして先行自治体は100円から1,000円まで様々でございます。宿泊代に比例した応能負担の考え方や、一方で安価なホテルに宿泊をしても享受する行政サービスには変わりがないという応益負担の考え方もあります。長崎市の視察の際にホテル旅館組合さんが言っていたように事業者にとっては一律の方がわかりやすいというご意見もございました。そして何よりも一定以上の事業規模でないと新たに行おうとしている事業も行えないということになります。後から説明があると思いますが、基金も含めると2億円近い事業規模となります。これらのことを総合的に判断し、一律200円を提案いたしました。免税点につきましては、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から広く負担を求めることが望ましいという考えから免税点は設けないということにいたしました。説明は以上ですが、税率について東横INNのE委員から事前にご意見をいただいております。自分のことだけを言えばという前置きはついておりますが、1万円以下は100円、1万円超は300円、免税点は煩雑になるため設けない方がよいというご意見をいただいております。説明は以上です。

(委員長)

ありがとうございました。6ページの税率と免税点という非常に大きな問題点となり、先日の長崎市の視察の際にもかなり時間を割いて説明していただきました。本市の素

案としまして、免税点を設けない。そして税率は1泊200円をあげているということでございます。この事について、ご質問やご意見などはありますでしょうか。D委員ありますでしょうか。

(D委員)

金額のレンジを設けない理由をもう一度ご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

今回は、応益負担を重視しました。長崎市のような階段状のものは応能負担となりますが、どこをとっても公平感を保てない中で事業者さんが間違えにくいこと、やる以上は一定以上の歳入をいただきたいという点から総合的に一律200円と考えました。もちろん、100円も考えましたが、後から上げることは難しいと思いますので、200円を提案しました。

(D委員)

お答えいただきありがとうございます。

(F委員)

500円を設けなかったのはなぜでしょうか。

(D委員)

間違えにくいように一律200円ということでしょうか。

(事務局)

そうですね。長崎市は100円、200円、500円とありますが、ヒルトンさんなどの高いホテルがあります。本市はアンケートをとったところ、全体の客室数の81%が1万円未満という結果が出ております。2万円以上は0.95%ということもありましてハイクラスは設けておりません。

(委員長)

他のご質問やご意見はありますでしょうか。ここが一番重要なところかと思えます。H委員お願いします。

(H委員)

E委員からもあったように、東横INNの立場から言えば1万円未満は100円、1万円超は300円としたのは、安価なビジネスホテルですのでお客様に公式ホームページからご予約いただくと200円引きますよ、事前決済したら200円引きますよとご案内

している中で宿泊税が200円かかるというのがお客様にとってはせつかく400円安くなっているのに税で200円も取られるのかというイメージを植え付けるように思い、意見しました。

(委員長)

ありがとうございました。A委員いかがでしょうか。

(A委員)

現状からすると宿泊税を払うこと自体が厳しい状況だと思う。空港島がどれだけイベント等で戻っているか分からないが、市街地にはまだお客さんが入ってきていない状況です。自分のところは稼働率30%を超えていない。これから中国も増えてくるとは思うが、かなり厳しい。概ねの事業者が厳しい状況かと思う。もう少し先にしてもいいのではないかとも思うが、各ホテルの意見をまだ聞いていない。今度一度ホテルを集めて聞いた方がいいかなと思います。

(事務局)

全ホテルと民泊にアンケートをしております。大変厳しいという意見はもちろんありますし、その中で大事なのは何をやるかという施策という意見もあります。

(A委員)

まず金額がここまで集まるのかというところもあります。

(事務局)

来年度は100万人の宿泊者を想定しています。

(A委員)

今200円は厳しいのではないかと思う。100円くらいでスタートしていきたい。

(委員長)

他にはいかがでしょうか。今A委員からはお客さんの負担の部分が出たかと思えます。個人的にお聞きしたいのですが、インバウンドとそうでないお客さんいらっしゃると思いますが、インバウンドの方は値段で予約するのでしょうか。

(H委員)

インバウンドのお客様は個々の交渉があつての契約ですので、勝手に予約してくるというよりは窓口を通じて予約してまいります。ですので、日本人の価格よりも安く設定しています。国によっても変わりますが、インバウンドの方の目にどのよう

に宿泊税が映るのかはまだ分からない。

(委員長)

わかりました。税率について100円からはどうだろうかという意見も出ましたが、この後、使い方についての説明の際に事業費についての説明もあると思いますので、その時に意見をいただきたいと思います。免税点を設けないことについてはいかがでしょうか。B委員さんいかがでしょうか。

(B委員)

作業の煩雑さなどの意見もありますので、免税点はこのままでいいのではないかと思います。

(委員長)

あとは、長崎市のホテル組合のヒアリングでは宿泊税は宿泊費にかかるため、税率に段階を設けると不透明さが出たり、オペレーションが煩雑になるという意見もありましたが、ホテル業界さんとしては一律の方がやりやすいのでしょうか。

(H委員)

一律の方が分かりやすいですし、オペレーションしやすいと思います。

(A委員)

一律の方が分かりやすいが、実際に1万5000円払っているお客さんはほとんどいないと思うので、1万5000円超で価格を変えても体制に影響はない。

(委員長)

導入した際の事業者の負担軽減の観点からも税率は一律とし、免税点を設けない方がいいというのは意見としてあろうかと思いますが、免税を設けずに一律とするということは基本方針とさせていただきたいと思います。他にはございますか。

(A委員)

ベビーベッドはどう扱うのか。

(事務局)

宿泊の契約として宿泊料をとるということであれば、宿泊税の課税の対象となる。添い寝は無料ということもあると思いますが、宿泊料金が発生しない限り、宿泊税は発生しません。

(委員長)

そのあたりはホテルさん次第になると思います。1歳未満の宿泊費はとらないというホテルさんもあれば、出してくださいというホテルもあると思いますので、ここは宿泊の契約次第ということで素案を出しているということですね。

(事務局)

そうですね。キャンセルも同じです。キャンセル時に違約金等が発生する場合がありますと思いますが、それが宿泊料金として取る場合は宿泊税がキャンセルをしてもかかります。一方で宿泊料金ではなく違約金として扱われるのであればかかりません。

(H委員)

宿泊税のキャンセル規定はホテルに合わせるということですね。

(事務局)

そうですね。ホテルの契約次第です。

(D委員)

キャンセルで宿泊料金が半分になった時に宿泊税かかると思うが、現地徴収になっているとキャンセルした人は現地にいらっしゃらないもので、どのようにお支払いしていただくのかということが発生すると思いますが、そのあたりはいかがですか。

(事務局)

その場合のホテルの宿泊代金はどうなりますか。

(H委員)

請求書をお出しします。

(事務局)

そうするとそこに載せていただくということではできないのでしょうか。

(H委員)

載せますが、借金取りではないのでそこまで追わないんです。

(事務局)

言いにくいですが、宿泊税を払えないということになると特別徴収義務者であるホテルが滞納者になってしまう。ホテルには払ってくださいとしか言えないが、宿泊税の特別徴収義務者に対しての交付金を考えています。

(H委員)

それはキャンセル料が50%であっても、宿泊税は100%なのでしょうか。

(事務局)

100%だと思いますが、調べておきます。

(F委員)

今現在のキャンセル料は宿泊料として取り扱っていらっしゃるのか、違約金のように扱っていらっしゃるのか。

(H委員)

宿泊料として扱っています。

(F委員)

なるほど。違約金として取っていただければ宿泊税はかからないということになるんですね。

(事務局)

そうですね。契約によります。

(F委員)

そこは、先ほど委員長がおっしゃいましたホテルの決め方によるということですよ。

(事務局)

そうですね。

(A委員)

団体客の場合だと、30名泊まると2名無料のようなルームフリーというものが発生する場合がありますが、その取扱いはどうなのか。

(事務局)

無料であれば宿泊税もかかりません。

(A委員)

人数は出てしまうんです。

(事務局)

毎月翌月末までに申告納入していただきますが、申告書には宿泊税の対象人数を書いていますので、このケースの場合は申告人数を 30 名としていただければと思います。

(A委員)

そこはアナログですか。手書きですか。すべて自己申告ですか。

(事務局)

すべて自己申告です。

(A委員)

見に来ることもあるんですか。

(事務局)

条例で5年間書類保存を規定しています。なされない場合には、行政罰ではなく、刑事罰が科せられます。

(委員長)

ルームフリーは多いですか。

(A委員)

昔は当たり前だったが、最近は減ってきていますね。

(委員長)

他はいかがでしょうか。申告期限の納期特例についての一定要件は自治体毎に異なるようですが、常滑市はどのように考えていますか。

(事務局)

常滑市としては、年間 120 万円、月 10 万円以下の場合は翌年度から 3 か月まとめて申告納入でいいのではないかと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。なければ、後ほどにでもご質問等していただければと思います。続いての説明をお願いします。

(事務局)

2ページにお戻りください。P7とP8を一緒に説明していきます。P7の課税免除は免税点とは違い、特定の対象者だけの宿泊税を免除するものでございます。本市としましては、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊を課税免除の対象にしたいと考えております。8ページの見直しは、条例施行後3年、その後5年を目途に検討を行っていくと条例に規定しようと思っております。それでは7ページをご覧ください。

京都市、倶知安町、長崎市は独自の課税免除を作っております。京都市は、学校教育法第1条に規定する学校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者を免除。倶知安町では、同じく修学旅行と職場体験を行う生徒、学生が免除の対象。長崎市も修学旅行、部活動、スポーツ大会。文化大会に参加する児童、生徒、引率者を免除となっております。また、全自治体が外国大使等の任務遂行に伴う宿泊を課税免除の対象としております。これはウィーン条約の相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。本市におきましては、修学旅行での宿泊は少ないと想定されるため、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊のみ課税免除にすることを素案といたしました。続いて、8ページをお願いします。条例施行後に評価、検討、見直しをする期間として先行自体では大体3年から5年を設定しています。本市としましては、福岡市や北九州市と同じく最初は3年、その後は5年後を提案いたします。理由としましては、軌道に乗れば5年毎で問題ないと考えておりますが、最初は短めに設定をしたいということで3年としました。説明は以上です。

(委員長)

ありがとうございました。課税免除の検討と見直しについて説明していただきました。これについて、ご質問、ご意見等ございますか。

(A委員)

2026年にアジア大会があるじゃないですか。宿泊の間合せがすでに来ていますが、大きい大会での宿泊税の取扱いはどうなりますか。

(事務局)

東京都も東京オリンピックの期間、宿泊税免除を行っていたので、検討させていただきます。

(F委員)

東京オリンピックの主催は誰でしたっけ。たしか東京都じゃなかったかな。だからそういうことできるというか理屈が立つというかじゃないかなと。個人的な意見ですが。アジア大会は主催が愛知県ですかね。だからどうなのかなと。県から要請があれば考えるのかな。

(事務局)

検討させていただきます。

(A委員)

野球大会でチームが団体に泊まることも多いが、そういうのはどうか。

(事務局)

団体を認めると、どこを認めてどこを認めないかというラインが難しくなります。長崎市さんやり方を認めると色々なことが曖昧になってしまうのではないかと考えておりますので、基本的には対象外とさせていただきたいと思います。

(委員長)

他はいかがでしょうか。見直しについては、施行後3年、状況を見て5年にするという内容で検討しているということです。私は妥当だと思いますが、この点はいかがでしょう。よろしいでしょうか。課税免除について、アジア大会は検討させていただくということですが、外国大使以外は設けないということで素案を考えているということでございます。よろしいでしょうか。それでは説明の続きをお願いします。

(事務局)

資料9ページを先に説明します。ここからは宿泊税導入のための経費の検討となります。先に他都市の状況を説明後、常滑市の素案を説明いたします。宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には新たな徴収にかかる労力等について先行自治体では、納入金額に応じて交付しております。名称は自治体毎に異なります。交付額につきましては、各自治体2.5%となっております。導入後5年間はプラス0.5%というところも多くあります。これは導入時にシステム改修等のお金がかかったためです。上限も50万円や100万円、200万円と様々でございます。3ページをお願いします。事務局案として、名称は宿泊税特別徴収報奨金で、納期内納入額の2.5%以上、上限を100万円と考えております。すべての宿泊税導入自治体では2.5%の交付をしておりますが、現金以外の決済は手数料等が必要となり実質赤字になっているということを長崎市のホテル組合の方もおっしゃっていました。そのため、すでに導入している自治体より手厚い措置を検討しておりますので、2.5%以上とさせていただきました。決済手数料分を上乗せしても良いのではと考えております。東横INNのE委員からも2.5%ではクレジットカード払いの場合では赤字になってしまうという意見や上限を設けるのはおかしい。全額交付すべきとご意見をいただいております。

(委員長)

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました素案や他自治体の状況等を

踏まえまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。A委員いかがでしょうか。

(A委員)

宿泊税が入った後の事業の実施はいつ頃になりますか。

(委員長)

使途については、後ほどにしましょうか。

(事務局)

そうですね。2.5%というのはどうでしょうか。

(A自治体)

大体どこの自治体も同じだから、こんなもんかなと思っている。

(事務局)

クレジットカードの手数料は、現在3.24%というところが多く、宿泊者がクレジットカードで納めるとホテル側には3.24%引かれてしまうんですね。その分を見てほしいという意見もいただいている。

(A委員)

現在フロントで宿泊税を徴収することはあまり考えていない。現地で取れる状況ではないため、クレジットカード手数料はほとんどの場合でかかってしまう。

(委員長)

今はほとんど予約時にクレジットカードで払われることが多いのでしょうか。

(H委員)

そうですね。ホテルとしても、キャッシュレスを目指しているのですが、事前決済をおすすめするアナウンスをしている。その中で毎回3.24%手数料をとられ、宿泊税が赤字になるのはご勘弁いただきたい。現金の割合はかなり少ないです。

(委員長)

空港のホテルですので、海外のお客さんが多いと思うが、海外のお客さんが小銭を出してというのはあまりないですかね。

(H委員)

実際に、宿泊税だけを現金で徴収するのは不可能です。2,274室あって満室になりま

すと2,600名以上がお泊まりになる。その方たちの何割かが現金になったとすると煩雑すぎて、正直クレームの嵐になると思います。

(委員長)

宿泊代金自体もそうですよね。全員がチェックインの時に払おうとするととても無理ですよね。

(H委員)

そうですね。インバウンド様は窓口1つで鍵を一斉にお渡ししますので、1人1人のチェックインではないんです。ですので、そこで全員宿泊税だけ集めてというのは不可能です。

(委員長)

だとすれば予約の時に、宿泊税込みで払ってもらった方がいいんですよね。

(H委員)

もちろんです。

(事務局)

OTAの場合で予約時に宿泊税をオンすると、それは宿泊税分も手数料は引かれますか。

(H委員)

それ込みですね。

(事務局)

それは何%くらい引かれるものでしょうか。

(H委員)

高い海外サイトだと12%くらいです。

(事務局)

そうすると宿泊税も上乗せしてOTAの料金とすると、宿泊税分も12%とられてしまうということでしょうか。

(H委員)

はっきりとはわかっていないです。

(A委員)

海外OTAは、そんな宿泊税なんていうカテゴリーはないんじゃないかな。

(D委員)

そうするとまとめてですかね。

(A委員)

まとめてになっちゃうと思う。

(F委員)

先日、長崎のホテルに泊まった時に私だけ日程が違ったもんですから、私だけはチェックインの時に窓口でカードで払いました。領収書には宿泊税と書いてありましたけれども、別途取られるという感覚はなかったです。逆に皆さんはなぜ別途取られたんでしょうかね。

(D委員)

同じサイトで予約したんですかね。

(F委員)

いえ、私1人分だけ別で予約してもらったんです。

(H委員)

皆さんは現金でお支払いされたんですか。

(事務局)

そうですね。パッケージだったからですかね。

(F委員)

それが不思議だと思ひまして。普通一度に取りませんかね。

(D委員)

ホテルによっても違ひまして、ホテル様ルールで宿泊税を含めてOTAで徴収しますというところと、現地で徴収しますというところがエリアによって分かれておりました。そこは弊社でのルールではなく、宿泊事業所様毎のものと認識しております。

(H委員)

システムに入れるかですかね。

(F委員)

やるとしたら、込みですかね。込みにして、この中に宿泊税がいくら含まれていますと書くか書かないかぐらいですかね

(H委員)

そうですね。他店舗ではそのようにやっていますね。

(F委員)、

そうすると、それぞれのホテルさんの流儀があるという感じなんですかね。

(H委員)

システムの都合だと思います。後は、本社からの回答でOTAでも宿泊税を徴収できないというOTAもあり、その場合は現地徴収となります。

(委員長)

他はいかがでしょうか。

(B委員)

大きいホテル様だけではなく、小さな事業者様も基本的にはカードでの決済が非常に多いと思いますが、カードの手数料が3.24%と伺いまして、2.5%の報奨金にした理由というのは何かあるのでしょうか。

(事務局)

2.5%については、手数料は加味していない数値でして、新たに徴収をしていただくご苦労に対しての報奨金と位置づけております。本市としては、手数料を加味しまして、現在考えているのは2.5%に3.24%を加算した約6%を検討しています。総務省にも話は進めているところですが、まだ答えはもらえてはいないが、この部分は総務省には関係なく市の問題かと思えます。どこよりも手厚い還元を考えております。

(A委員)

宿泊税は請求書か何かが来て支払うのか。

(事務局)

請求書ではないです。申告納入ですので、宿泊税対象が何泊あったのかという数に税率をかけたものを申告して、納入までしていただきます。

(A委員)

それは紙ですか。FAXですか。

(事務局)

最初はお手数ですが、紙を考えています。その後はeLTAXという機能を使いながら電子でできるようにしたいと考えています。

(F委員)

それで納めていただいた金額の何%かをお返しするということですね。

(事務局)

そうですね。まだ決まってはいませんが、1年間納期限内に納めていただいた宿泊税の何%というのを1年分まとめてお支払いすることを考えております。毎月の交付は今のところ考えておりません。

(A委員)

4月から3月の暦年ですか。

(事務局)

そうですね。当初は年度途中からの開始となれば、1度3月で切りまして、それを5月頃交付になるかと思えます。上限の100万円につきましては、クレジットカード手数料の3.24%の赤字を防ぐための上乗せの3.24%ですので上限は無くしたいと考えています。

(H委員)

アナログ申請はどのくらい先に解除されますか。

(事務局)

eLTAXは事前に申し込みをする必要がありますが、宿泊税導入後しか申し込みをすることができません。最短でいつになるかについては、お示ししたいと思えます。申し訳ございませんが、当初はアナログになります。

(H委員)

書式はいただけるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。申告書などの必要な様式はすべてこちらで揃えてお渡しいたします。

(F 委員)

翌年くらいからですかね。

(事務局)

eLTAX は年に 3 回しか受付をしておりませんので、タイミングによりますが、概ねそのくらいかと思います。仮に令和 6 年の 10 月開始ですと、令和 7 年度中くらいになるかかと思っています。

(委員長)

他はいかがでしょうか。資料では、上限額の 100 万円とありますが、素案としては上限を無くすということで良いでしょうか。

(事務局)

E 委員さんからのご意見をいただいております、クレジットカードの事を考えますと上限は設けない方がいいのかなかと思っています。先行自治体でも上限を設けているのが東京都の 100 万円と京都市の 200 万円と金沢市の 50 万円、長崎市の 50 万円と 4 自治体が設けており、残りの 5 自治体は設けておりません。

(委員長)

はい、分かりました。上限についてはなしということと、報奨金の利率も概ね 6 % で検討段階であるということとでございます。すべては調べきれないかもしれませんが、手数料等の調べを進め報奨金の利率の設定をしたいというところでございます。次の説明をお願いします。

(事務局)

10 ページをお願いします。10 ページはシステム改修費整備補助金です。新たにシステム等の改修に係る経費が発生しますので、先行導入自治体ではシステム改修費整備補助金を交付しております。先行自治体の中では、長崎市のみ交付しております、長崎市は宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的に特別徴収義務者申告書を提出していただいた方を対象に既存のレジシステムの改修または新たなレジシステムの構築並びにハードウェア、ソフトウェアの購入費用の一部を補助するとなっております、補助率が 1 / 2、補助限度額 50 万円となっております。表の下部には、対象となるものと対象外のものを記載してあります。整備対象例としてレジの改修やソフトウェア、パソコン、タブレット、プリンター、スキャナー、それらの複合機、POS レジ、宿泊税用の券売機が対象となっております。

3 ページをお願いします。本市の素案としまして、50 万円まで全額交付を考えております。考え方ですが、導入しているのは長崎市のみであり、補助率 1 / 2、上限 50 万円の補助をしております。本市としても最低限度同様の交付は必要と考えており、事業者様の負担をさらに減らすため全額補助とします。ただし、上限は 50 万円です。長崎市との大きな違いは、本市は全額補助ですので 50 万円までは事業者様の負担はゼロとなります。東横 INN の E 委員さんからは行政から話があったのに全額交付されないのはおかしい。上限を無くすべきという意見がございました。考え方としまして、長崎市は平均で 22 万円補助をしたということでありました。補助率が 1 / 2 ですので、改修費で言えば平均で 44 万円かかったということになります。平均 44 万円なので、50 万円補助であれば、平均は超えるということでございます。説明は以上です。

(委員長)

この点につきまして、ご質問等いかがでしょうか。改修を行うとすると、金額ではなく整備対象例のメニューで収まるのかご意見をいただければと思います。A 委員さんいかがでしょうか。

(A 委員)

OTAによってもだいぶ違いますので、見積もりを取って見ないとよく分からないですね。

(委員長)

整備対象例のメニューの素案は 10 ページのとおりかと思いますが、ここから変更できるのでしょうか。

(事務局)

どういったものを想定されていますでしょうか。

(委員長)

私も専門ではないのでわからないので、そのメニューで収まるのであればこれでいいと思いますし、整備に足りないものがあるようでしたら意見を頂戴できればと思ってお聞きしました。

(F 委員)

どなたか見積もり取ってもらえると嬉しいですね。

(A 委員)

それぞれ使っているものも違うので参考になるかどうかなんとも言えない。

(F委員)

そういうことですね。Jホテルさんが20万円となっても他ではそれで済むとは限らないんですね。

(H委員)

システムによって変わりますので、一概にいくらくらいというのは難しいですね。

(F委員)

では、長崎市に最高いくらかかったんですかね。

(事務局)

長崎市で、100万円以上かかったのが3社あると聞いています。

(H委員)

システムが何か、システム会社はどこかをお聞きいただけると。

(B委員)

それでも分からないですよ。東横INNさんですと、全国展開ですので根本から直さなければならないという話にもなり得ますよね。

(H委員)

そうですね。ただ、他店舗でも行っておりますので導入自体は高くつかないと思います。ただチェックイン機1台につき、いくらとなりますと12台以上ありますのでそういった意味ではかさむのかなと思います。詳しい情報がまだ出てきておりません。

(事務局)

上限を設けたくないという気持ちはありますが、上限を設けるか補助率を設けないと必要以上に購入されても困るというのがあります。

(H委員)

必要なものを入れるだけですよね。

(事務局)

そうです。なので、事前に見積もりを見させていただいて、OKを出したもののだけが有効となります。

(H委員)

それであれば上限無くてもいけませんか。そこで審査をしていただければ。

(F委員)

システム改修費と書いてあればですね。

(事務局)

まずはどのくらいかかるのかというところを知りたいので、引き続き見積もりの徴取をお願いいたします。長崎市にもまた確認してみます。

(委員長)

他はいかがでしょうか。そうしましたら、こちらで素案として出させていただきますし、また聞き取り等をして検討をするということでございます。

■次第2 (2) 宿泊税の使途(素案)について

(委員長)

それでは、引き続き議題の2に移りたいと思います。宿泊税の使途について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

宿泊税の使い道について、現在の案ですけれどもご説明させていただきたいと思えます。総事業費は2億円の案になっています。この案に関しましては、事前に行わせていただきました宿泊事業者様の聞き取り、本市が抱えております課題解決のための事業をあげさせていただきました。まず1つ目は、アクセス向上事業でございます。空港島にセントレア、国際展示場があり、来訪者を市内にどのように周遊していただくかということが課題となっております。今年度、検証事業として実施しますが、空港島と市街地を結ぶシャトルバスを、1日2台体制で30分おきに運行するというのを考えておまして、それが1日232,600円。それを1年間運行した場合の金額になっております。1年間で長期契約した場合は20%引きになるということですので、6,800万円という数字を出しております。そして市内事業者キャッシュレス推進事業になります。本市でも令和3年度にPayPayキャンペーンを実施しまして一定程度のキャッシュレス決済が浸透していますが、世界ではクレジットカードをタッチするだけの買い物や移動が主流となっております。クレジットカードを機械に入れて暗証番号を打ち込むということがすでにストレスになっている時代が到来しています。そういったものを市内の事業者に新たに導入していただくこと、そしてそれが必要であると感

じてもらえるセミナーを開催も含めて数字を500万円あげています。続いて宿泊事業者様の聞き取りの中で大きな要望の声がありました国内外のプロモーションの実施です。とにかく常滑に人を連れてきてほしいという声が大きかった中で、常滑市観光サイトのホームページを令和4年度に改修しましたが、さらに益々充実させて多様化するニーズに合わせるために企画性を持ったページにするための事業を考えています。そして日本、海外のプロモーションを行うための出張費、旅行博への出店、さらには常滑へのツアーを開催してもらうためのインセンティブで数字をあげさせていただいています。また、海外メディアやインフルエンサーを招請する。そして旅行者のニーズが多様化していますので、様々な旅行客のアンテナに引っかかるような情報発信をしてもらうための数字をあげさせていただいています。また、広告出稿です。現在は「とこなめ観光ナビ」で発信をしております、着実にフォロワーを増やしていますけれども、特に海外のまだフォロワーになっていない方に情報発信する場合には広告出稿を世界中の方のスマホの画面に出るような仕掛けが必要になってきます。また、エリア MICE 推進事務局委託を上げさせていただいております。これは先日の長崎視察のときに長崎のDMOさんが多数の事業を長崎市から受託していて、長崎市でも愛知県の国際展示場のような新しい展示場ができて、そこを核としたMICE事業を展開されていました。そういった事業を常滑市にも国際展示場がある中で進めていくには、事務局の人員の増員が必要になってくるかと思ひまして、あげさせていただいております。そして、1日遊べる1日時間を過ごせる常滑になるためにツアーガイド育成費、これは散歩道のみならず広島や飛騨高山では街全体をスペシャリストのガイドさんと見て楽しむような体験が主流になっています。そのようなツアーガイドの育成費をあげさせていただいております。また、体験プランの磨き上げです。この2年間でリクルートさんのお力添えをいただきまして、市内で焼き物体験だけではなくて遊び体験のメニューをたくさん増やしてきました。これをさらに磨き上げ、インバウンドの方に楽しんでもらえるように予算をあげさせていただいております。そして多言語対応充実事業です。インバウンドの方に常滑を知ってもらうようなパンフレットや各ホテルからのこう歩けば、ここに行けるといったようなマップの作成、ホームページやSNSでもインバウンドの方に行き届いた情報を発信するための事業になっています。さらに街中サインです。駅や空港からストレスなく町を歩いて、交通手段を選べて、行きたいところへいけるような街中サインの充実であげさせていただいております。また、空港や駅、展示場などに体験、ツアー、食べ物などの情報提供できるようなものを整備させていただくような事業をあげています。そして、「その他」であげさせていただいたのが、特別徴収事務報奨金です。先ほど説明させていただきましたが、集めていただいた宿泊税に対する宿泊施設様への報奨金です。これは2.5%で計算した数字ですので、今後の報奨金のパーセンテージによって数字が変わってまいります。そして、観光地とこなめ魅力向上基金積立金です。これは長崎視察で学んだことですけれども、必要な時のための積立金を設けていらっしやいました。そこに

倣ってあげさせていただきました。そして、次からの5点は宿泊事業者様からの聞き取りを受け、上げさせていただきました。宿泊エリア魅力向上事業は、泊まりたくなる常滑になるためのプロモーションやキャンペーンを考えております。そして、観光人材確保事業は、ホテル、タクシー事業者など観光に関わる方の人材難が課題となっております。採用活動の補助などに使える事業を考えさせていただきます。エリアMICE推進事業です。国際展示場と地域事業所が連携できるような事業を考えております。そして、イベント誘致開催事業とナイトエコノミー事業です。宿泊に繋がるのは、何といてもナイトライフや飲み歩きなど夜のイベントになります。こういった宿泊予約につながるようなイベントができるような事業を考えさせていただきます。説明は以上です。

(委員長)

ありがとうございました。税率との関わりがあるところですので、素案を元にご意見、ご質問をしていただければと思います。C委員お願いします。

(C委員)

観光協会がお客様からお支払いいただいたお金で常滑の観光事業を盛り上げていく。結果として、宿泊施設によりお客様が泊まるようになったり、飲食店に行ってもらったりというところが組織の根本的な考え方ですので、そういった意味では今回宿泊税でお客様が次に来たいと思えるような取り組みを協会としてもやらせていただける部分があるのかなという部分では非常にポジティブにとらえていまして、そういう意味では今までの観光協会の予算規模から行くとはありえないような数字だというのが長崎の時にもすごく勉強にはなりました。長崎のDMOの皆さんも何十人というところを聞くと、現在事務局は4名体制でやっていますので、人材が今後重要になるとはシンプルにとらえています。ホテルの皆様と飲み歩きの計画もあります。協会がある程度皆様の窓口になってお話ししたりですとか、悩み相談を直接していただくこともありますので、継続して盛り上げていけるきっかけになるのかなと。続けていけるのであれば、人も育てられますし、事業も醸成していく動きができれば結果宿泊税を払ってでも泊まりたい常滑になるのかな。良い回転が始まるのかなというところは努力させていただければと思います。現状の素案が具体案としてはベストかということ、色々と検討する必要があるところは当然あると思います。ある程度協会に任せていただけるような組織に我々もなりたいですし、そのためにこういったチャンスをうまく活用できるとありがたいと思っています。

(委員長)

ありがとうございました。ツアーガイドさんって、昔やっていませんでしたっけ。

(C委員)

今もシルバー人材センターが散歩道のツアーをやってらっしゃったり、地域によってはボランティアのガイドさんがいらっしゃったりもします。外国人の方のガイドをやっていらっしゃる知多半島ナビさんという会社もコロナ前は積極的に活動してらっしゃったりしましたが、点々とあるという状況です。

(委員長)

育成事業というところで、どういう団体がどういうをしているということをまとめて、効率的かつ効果的な育成が必要だと思います。

ここは論点になりますので、委員からご質問、ご意見いただければと思います。

A委員お願いします。

(A委員)

2億円は1年で集まりますか。

(事務局)

100万人に200円をかけて2億円と見込んでおります。

(A委員)

事業費の内訳はざっくりですか。

(事務局)

そうですね。付け加えさせていただきますと、長崎市同様に既存の事業には使わないので、新規または新規拡充の部分をあげさせていただいております。

(A委員)

シャトルバスの1日232,600円は人件費ですか。

(事務局)

人件費や委託費です。

(A委員)

最後の0.8という数字は何か。

(事務局)

長期契約で割引になる慣習があるようです。

(A委員)

時間が10時から24時となっている根拠は。

(事務局)

昼間はやきもの散歩道や市内の観光エリアに行っていただきたい。夜は常滑駅周辺の飲み歩きエリアや飲食エリアに行っていただくという考えです。

(A委員)

朝空港へ行く方は対象外ということか。

(事務局)

今のところそう考えていますが、そこも含めてまだまだ検討の段階ですので、空港を含めてグルグル回るという走り方もできませんでしょうし。

(A委員)

長崎市も20時半には中華街が閉まっていたよね。なので、24時まで走らせて大丈夫かなと疑問視しました。

(事務局)

それも含めて今年、短い期間ですが検証事業を行っておりますので、そこでまた考えたいなと思います。

(A委員)

賑やかになってくれればいいね。

(事務局)

そうですね。ご飯を食べる集積地がないとそのエリアには泊まれないと思うので、集積地があるのでそのエリアに泊まれるようになるというようにしていきたい。すべて2億円使ってしまうのかということにつきましては、すべては使わずに、基金として残して積み立てていきたいと考えておりまして、長崎市でお話いただきましたが、やはりコロナで苦しい時にいかに長崎に泊まりに来てもらうかというのを、お金をためておくことで、苦しい時に闘えるように宿泊税を使うという道を長崎市が選んだと思いますので参考にしてあげております。

(委員長)

基金については、上限やどういうときに使うのかというのは詳しい説明がまた必要かと思います。D委員いかがでしょうか。

(D委員)

長崎の視察の中での基金や人材育成を参考にされていて、良いなと感じました。シャトルバスが二次交通の問題で大きな解決策になると思いますので、大きな優先事項だなと思いました。ツアーガイド育成も街歩きやサイクリングを含めて二次交通の課税解決とセットで魅力向上につながると思いましたので、重要なポイントだと感じました。ナイトエコノミー事業というところは、夜の魅力を作ることが宿泊に繋がると思いますが、併せて朝の誰もいない絶景を独り占めできるのですとか、朝にコンテンツがあると宿泊に繋がるということもあると思いますので、夜と朝セットでやった方が良いと感じました。システム支援というところが、キャッシュレス推進事業を入れているので非常に必要だなと感じたが、それ以外にも設備向上や誘客拡大という観点から、インバウンドが増えていく中で海外OTAを使っていないけどこれから使っていきたい宿泊事業者様もいると思います。OTA支援やwi-fi支援、キャッシュレス導入であったりシステム支援のところがまとめて1つの柱になるといいのかなと思っております。先に導入している京都市の事業者様にヒアリングをさせていただいたんですが、宿泊税に対する広報や周知としてそれぞれの言語毎のチラシやポスターがあるとありがたいという声もありまして、宿泊税を払うのがゴールではなくて喜んで気持ちよく払っていただいて、用途についても広報をきちんとして、宿泊税を払ってでも泊まりたい街になっていくことが一番の目的と思っております。何に宿泊税が使われていて、これができる。こういうことに使われています。というようなことを常に周知していく必要があると思いましたので、宿泊税の仕組みだけではなく用途も明記をして、ホームページ掲載だけでは見てくれないので、観光客に感謝や用途を含めて伝えるような広報物やチラシがあると事業者様の説明の一助にもなるのかなと思いました。最後に質問ですが、事業者アンケートを事前に取りられていて、検討の参考にされていると思いますが、事後のアンケート取得はこの宿泊税の予算ではなく既存事業として実施される予定なのか。制度の見直しは3年後や5年後であったと思いますが、事業者様アンケートは実施されるとすればどのくらいのタイミングを予定されていますでしょうか。

(事務局)

その辺は未定でしたので、検討事項の中に入れてたいと思います。

(H委員)

長崎市の宿泊事業者様ははやく意見を言いたいというような感じだったので、導入されたのであれば、導入後に良いのか悪いのかは継続して聞けるような機会があるといいなと思いました。

(事務局)

いただいた意見の中の朝の活用というところについてですが、りんくうビーチ沿いをランニングしたら気持ちいいという意見もいただく。それを観光消費にどう繋げるのかということはあると思いますが、そういったこともPRの余地があるのかなと思っております。また、海外OTAなど情報がまだ届いていない方へのご案内が必要かと思われました。長崎市でもホテルに宿泊税のポスターやポップも立ててありましたね。混乱を招かないために必要かと思しますので、周知は一生懸命やりたいなと思っております。

(委員長)

ありがとうございました。E委員から使途についての意見をいただいております。観光地化を進めるためにホテルも一体となって取り組む機運があれば、現場の宿泊税の負担感も和らぐと思うというのは非常に重要なご指摘だと思います。また、プロモーション活動ですね。来た人の満足度を高めるということと誘客を整理して概要を考えた方がいいのかなと思っております。H委員さん、補足はありますでしょうか。

(H委員)

例えばですと、ホテルのスタッフが観光大使に認定されて、その方によって従業員に常滑に来てもらえるように常滑に案内しようという動きが出てれば、上に立つ者が言うよりも同じ立場の方が観光大使になることによって協力しようという気持ちも湧いてくると思います。魅力のある街になれば、それだけ常滑で働きたい人も増えてきますので、名古屋駅で働きたいのと同じような魅力度になったらいいなと思っております。

(委員長)

この辺についてA委員いかがでしょうか。人材確保も1つの課題かと思っております。

(A委員)

できるだけ、プロモーションについては、自分たちで発信していった方がいいのではないかという気がする。業者を使ってしまうと綺麗になりすぎてしまって、地元の感じを流すくらいでもいいと思います。一度バズると翌日からとんでもないことになりますし。何がブレイクするかわからないですけどね。お金かけても効果がない場合もありますし。

(C委員)

一体となって取り組む機運というところでは、地域の常滑コンセプトの部屋を1室ずつ作ることはできないのかですとか、常滑焼をロビーにおいてPRできないかという意見はホテルズ会でも出ていたが、市の補助金がないなどでできないなというお話になっとたりするとき、きっかけがあって実行する。そして実行するために協会もス

スタッフを増やしていきながら一緒にできるよねという形を実現していくことにうまくお金が回っていくといいと思う。現場の意見がすべて正ではないでしょうけども、機運を生むという意味では宿泊税があるからこそやりたかったことができますよというきっかけが生まれる使い方ができると良いのかなと。プロ企画者の目線と現場の皆さんの希望を拾いに行く。皆さんの意見を聞ける立場である。4人という体制なのでできないことも多いですが、やりたいことが形になるような、且つ単年度ではなく、3年から5年の見直し期間があるスパン内で継続してできることもあればと期待します。

(事務局)

常滑らしいおもてなしをするような仕組みがあると観光客や宿泊客に喜んでもらえるのではないかといいことですね。

(C委員)

わざわざ常滑に泊まりに来る理由になつたらいいんじゃないかと思う。

(委員長)

商工会議所でも観光部会があって、海外から来ている方にこういうものを見せたいですとかある中でやろうとしてもお金の面でなかなかできないこともあると思います。そのあたりについて、B委員さん意見はございますか。

(B委員)

商工会議所では、商業観光部会とサービス部会がありまして地元の飲食店やサービス業者が会員となってやっけていただいております。部会の中で意見はあるが、ホテル様や市と一緒に入っていただけて拡大した話し合いができるのではないかと思います。例えば、ナイトイベントなどで飲食の方を含めて話を進めていけるのかなと思います。もう1つは、商工会議所は地元の方に潤っていただくことが視点です。海外プロモーションや誘客プロモーションは当たり外れが非常に大きいと個人的には感じている。どこに刺さっているのかがわからない。そんな中で大きなお金を払って情報を拡散するのがいいのかというのは疑問に思っている。長崎市でもおっしゃっていたように地元のインフラ整備や交通整備などの実情にお金をかけて、より地元の方にもこういうことを整備することによって海外のお客を増やすきっかけづくりをしている。そのために宿泊税があるんだよということが現実的な話として伝えられると思います。

(委員長)

ありがとうございます。私としては、外国から来た方が地震などが起こった時にどこに逃げたらいいかなどは、ホテルであればホテルのマニュアルがあると思いますが、

そういったところも多言語化のところで対応できるのかなと思います。市内を観光しているときに災害にあったらどこに逃げればいいですか。そういうのは併せてパンフレットやマップでも記載が必要だと思いますし、市としても考えないといけないですよ。飛行機が飛ばなくなって、一時的な避難場所ですか。市全体の事業といえると思いますので、宿泊税を使うかは別として、そのあたりも必要だと思います。何にお金を使うかは非常に重要だと思います。とりあえずインフルエンサーを使っとけというのが果たしていいのかわからないところもありますし、それよりもコンサートなどのイベント誘致の方が固いのではないかと。常滑のMICEでやってくれたら300万円補助しますよですか。今コンサートのグッズ販売で、朝からグッズを買いに来る人もいますよね。なので泊まりが良いというのもよく聞く話なので、リクルートさんにお力をお借りしたり、皆さんの知恵をお借りしながら盛り込んでいく、検討していただければと思います。

こういうところが困っているの、せつかなので検討してほしいということでもいいですし、意見ありますでしょうか。B委員お願いします。

(B委員)

先ほど、アクセスの向上としてシャトルバスが空港に入るのは非常にいいことだと思います。一方で常滑市はタクシーが非常に弱い状況で、お客さんをお待たせする状況である。そういったところを活性化するという意味でもタクシーとホテル様ですか。タクシーと飲食店をコラボした海外向けの商品とか。交通系をもう少し活性化させることによってお客さんに来ていただけるような提案ができるのではないかと思います。

(事務局)

タクシー事業者様もドライバーの人材確保が難しいというお話もございますよね。

(B委員)

それもありますし、多言語化が非常にネックだということも聞きました。ポクトークを一部の会社さんは採用されていますが、そういうところから市として整備されると助かったとなるのではないかと思います。

(委員長)

そういうのができると非常に来たお客さんは便利ですね。

そして、この事業を行うことの兼ね合いとして、税率200円という発想でございますが、そのあたりはいかがでしょうか。蓋を開けてみないと分からないという部分もございまして、100円だとつらいですよ。かといって300円だと使い道に苦慮することもありますので、200円くらいというのは、たしかにそうかもしれませんし、

今後キャッシュレスが浸透するとなると、キリの良い数字でなくても良いかもしれませんがね。クレジットで払うとしたら、220 円や 240 円、あるいは 180 円でも構わないかもしれません。今のところは事業費から見て 200 円となっております。また素案を詰めていただけたらと思います。他はいかがでしょうか。F 委員いかがですか。

(F 委員)

人材確保のために補助金が出るとありがたいという意見がありますが、具体的にどういふことをさせてもらえればいいのでしょうか。

(A 委員)

ホテル業は離職率がものすごく高いんです。あんまり魅力に感じない職業の上の方にいるんです。例えばレストランのウェイトアの募集もかけますが、2,000 円もらってもやりたくないとか最近の若者はそんな感覚でいるんで、お金の問題じゃないんです、仕事自体が面白くないんですよ。だから観光を通じて楽しそうな雰囲気を出していかないと難しい。賃金は段々上がっているが、いくらにしても来てくれないし、来てもすぐやめてしまう人が結構いる。宿泊施設や飲食業界はコロナの影響もあるかもしれないが、結構厳しい状態。職場に魅力を感じていないところが大きいですかね。特に宿泊は 24 時間フロントにいないといけないということもあるので、なかなか集まりにくい。ただし、常滑が観光に力を入れていて街の活気が増えて、楽しそうだなと思ってくれる人が増えれば、それによって増えてくれるのかなと。普通に募集をかけても厳しい気はします。

(H 委員)

ホテル業界は、コロナになればリストラされる。GoTo や全国旅行支援では煩雑にスタートされてしまったので、お客様へのクレーム対応の嵐で離職率が進んでおり、人気も戻っていません。募集をかけても応募はありますが、採用までは至らない。常滑市で働きたいという場所の魅力も必要だと思います。空港のホテルというのは、空港で働きたい。飛行機が好きだからという理由だけで来る人もいます。一般の方は常滑市で働くなら、名古屋市がいいとなってしまう。少しでも観光大使もそうですが、少しでも面白そうだなと思っていただけるようなアピールの仕掛けができればと思います。求人に対しては、常滑市の至る所に募集しているというのを貼っていただけたらなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。E 委員の観光地として経済活性化するというビジョンをしっかりと見せてほしいというところに集約されるのかなと思います。観光地ではなく、地域の活性化というところで宿泊税をどう使って、どう還元していくかというところ

は問われるのかなと思いました。

本日はお時間もありますので、今日のところは終了にしたいと思えます。その他について事務局からお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。第2回と第3回の検討委員会の日程についてご案内させていただきます。日程調整にご協力ありがとうございました。第2回は10月18日(水)の午前10時から、第3回を11月8日(水)午前10時から開催したいと考えています。会場につきましては、同じく会議室Fを予定しております。お忙しい中ですが、ご出席いただければと思います。

(委員長)

次第にある議題は全て終わりました。委員の皆様、このほかご発言などは、よろしかったでしょうか。それでは、事務局にお戻しいたします。

(事務局)

長時間にわたる協議をありがとうございました。

それでは、最後に副市長の山田からご挨拶申し上げます。

(副市長)

長時間にわたる協議をいただき、ありがとうございました。それぞれの立場から大変貴重なご意見をいただき、大変勉強になりました。本日いただきましたご意見をふまえ、次回の第2回検討委員会では、委員会から市に提出する報告書の素案をお示ししたいと思っております。皆様お忙しい中ではございますが、引き続きご参加のほど、よろしく願いいたします。これをもちまして、本日の検討委員会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。